

「見舞金給付会の手引」は、いつも
PTA会長と教頭先生のお手元に

令和7年3月末に貴所属都市PTA連合会事務局宛に、令和7年度版の『岐阜県PTA見舞金給付会の手引』をお届けしました。新年度の初めまでに各単位PTAに配付していただけますので、ご活用ください。

PTAが主催・共催する活動中に、ケガをされた方があったり損害賠償事案が発生したりした場合に、「医療見舞金」や「修理費」等が支払われます。給付対象となる事例や給付の手続き等が『手引』に記載されています。

万が一活動中に事故が発生した場合には、『手引』裏表紙の「給付までの流れ」をご覧ください。手続きをしていただきますようお願いいたします。（※実務は教頭先生にお願いします。）

また、「どんな場合に見舞金給付会が活用できるのか」は、『手引』の表紙裏や1～2ページの「見舞金給付会の利用にあたって」をご覧ください。

各活動において事故がないように注意喚起をしていただくとともに、**活動後には“必ず事故の有無を確認する”**ようお願いいたします。

■「賠償責任補償」について

岐阜県PTA連合会が加入している「PTA賠償責任保険（管理者賠償責任保険）」は、PTA管理者が被保険者となっています。PTA活動中の災害といえども、PTA会員個人や児童生徒の行為に起因する賠償責任は含まれませんが、PTA管理者に法律上の賠償責任が生じた場合に支払われます。

“自動車の使用についてご注意ください”

PTA活動中に使用する自動車が起こした対人・対物事故による損害賠償責任、運転手や同乗者のケガに対する損害賠償責任、使用する自動車の破損等への損害賠償責任は対象外です。使用する場合は、PTA会員の方に「ご理解をしていただき、車を提供していただく必要があります」

■昨年度の災害事例から

【事例】PTA主催の環境整備作業で、PTA会員が草刈機で作業をしていたところ、駐車してあった自動車に石が飛び、自動車のリアガラスに当り破損した。

➡ 保険会社から修理代が支払われた。

※これまで幸いにもキックバックによって草刈機が跳ね、近くにいた人が腕等を切ったとか、跳ね石が目や顔を直撃し失明したなどの重大事故は起きていません。

しかし、草刈機使用時に石跳ねにより車を傷付ける、窓ガラスを割るなどの事故が起きています。これらの事故が



起きた場合は、保険会社と相談することになります。

草刈機を使用する場合、作業者は保護メガネを着用する、近くに自動車がある場合は移動させる、建物近くでは防護ネットを張る、また草刈機を使用しないで手刈りに切り替えるなどの対策をする必要があります。

～見舞金給付制度の周知をお願いします～

単位PTA会長さんと教頭先生に、「見舞金給付制度」を知っていただきたいと願っています。

昨年度のアンケートでは次のような結果でした。

	P長	教頭
「見舞金給付会」の存在を知らない	43	2
傷害に対して給付されることを知らない	50	2
賠償責任保険に加入していることを知らない	109	33

4月4日に各単Pに見舞金給付制度周知のための資料（役員用・会員用）を送信させていただきます。

これらの資料をご活用し、年度初めのPTA本部役員会や総会等で、見舞金給付制度について話題にさせていただきますようお願いいたします。また、自校のPTAホームページや広報紙に掲載していただければ幸いです。

■お知らせ

☆岐阜県PTA連合会が推薦する保険について☆

子どもたちの学び、活動が大きく変わり多様化していく中、当連合会では、PTA会員の皆様の子育てにおける不安に対応するため、平成10年より保険の紹介、推薦をしています。

今までの『PTA24保険』にあわせ、今年度より『**小中学生総合保険制度**』も案内させていただきます。

これは、2社の情報を提供することで選択を可能とし、よりお子様や家庭・地域の実情に応じた保険を選んでいただけるようにするためです。

充実した補償のこれら2つの保険のどちらかへの加入を是非ご検討ください。

……………【ご案内する保険】……………

●PTA24保険

（引受保険会社）

幹 事：三井住友海上火災保険

副幹事：損害保険ジャパン、ニューインディア保険

※問合せ先 （株）ワイズ ☎058-248-0033

●小中学生総合保険制度

（引受保険会社）

幹 事：AIG損害保険

非幹事：東京海上日動火災

※問合せ先 （株）アイビージー ☎058-214-8187

◆右のQRコードから岐阜県PTA連合会のHPを開き、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関わる書類等、詳細をご覧くださいことができます。

（今までの「給付会便り」も見ることができます。）

